

時津中央第2土地区画整理事業だより NO.29

発行：時津町 建設部 区画整理課

TEL：095-882-2211

FAX：095-882-5648

E-mail：dai2kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp

【1. 元村地区と浜田地区の一部で工事が完成しました】

平成24年度に工事を行っていました元村地区のお茶屋跡南側付近・時津公民館南側付近と浜田地区の時津東小学校付近の一部で工事が完成しました。

時津東小学校付近では都市計画道路西時津左底線が町道島本線まで開通し、新学期から児童の皆さんが整備された歩道を通学されています。

○元村地区(お茶屋跡南側付近)



拡幅された町道茶屋の本線

○元村地区(時津公民館南側付近)



造成された3街区、4街区

○浜田地区(時津東小学校付近)



都市計画道路西時津左底線

○浜田地区(時津東小学校付近)



歩道を通学する児童のみなさん

【2. 事業推進のために購入した土地の活用について】

平成25年度は、都市計画道路西時津左底線（元村地区側）の時津川丸田橋方面から工事を行う予定です。

これに伴い西時津左底線の道路予定区域にお住まいの皆様には、建物の移転をお願いしていますが、移転先である仮換地の位置関係から仮換地の使用ができるようになるまでに何年もの間、長期間の仮住まいをしていただくケースがございます。

長期の仮住まいは、住民のみなさんにご負担とご不便をかけるだけでなく、これに伴う事業費も増加し、まちづくりを進めていくうえで重要な課題となっています。

このため、平成24年度に区画整理区域内の土地を町で購入し、長期の仮住まいになる方の移転先（仮換地）として整備し、そこに移転をしていただく予定でございます。

また、本区域へ移転された方々の以前の仮換地は、町有地となりますので、順次同様の対応を行い一年でも早い事業の完成を図る所存でございます。

今後もまちづくりを進めるために、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

○購入した元村地区の土地(4街区の一部)



○購入した浜田地区の土地(56、57街区の一部)



【3. 所有者不明の老朽建物の解体完了について】

小島田地区の所有者不明の老朽建物については、建物倒壊のおそれもあり、付近住民の皆様から早期解体のご要望をいただいておりますが、平成23年度から解体のための手続をおこない、平成25年3月に解体が完了しました。

○解体前の状況



○解体後の状況

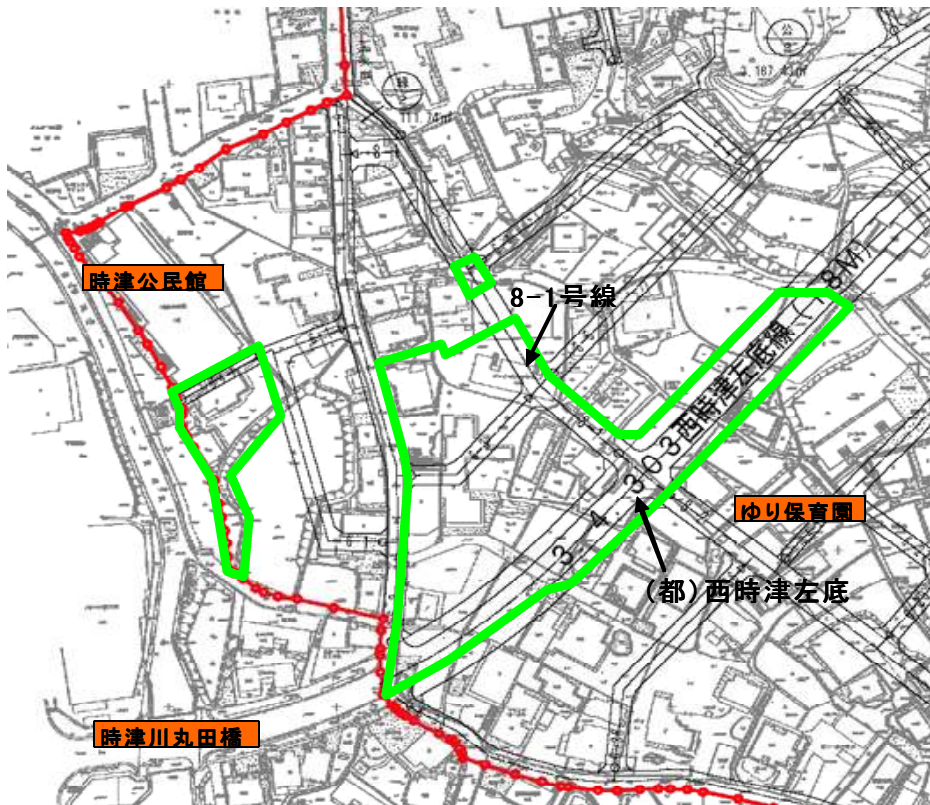


【4. 平成25年度の工事予定力所について】

平成25年度も元村地区と浜田地区で工事を行います。

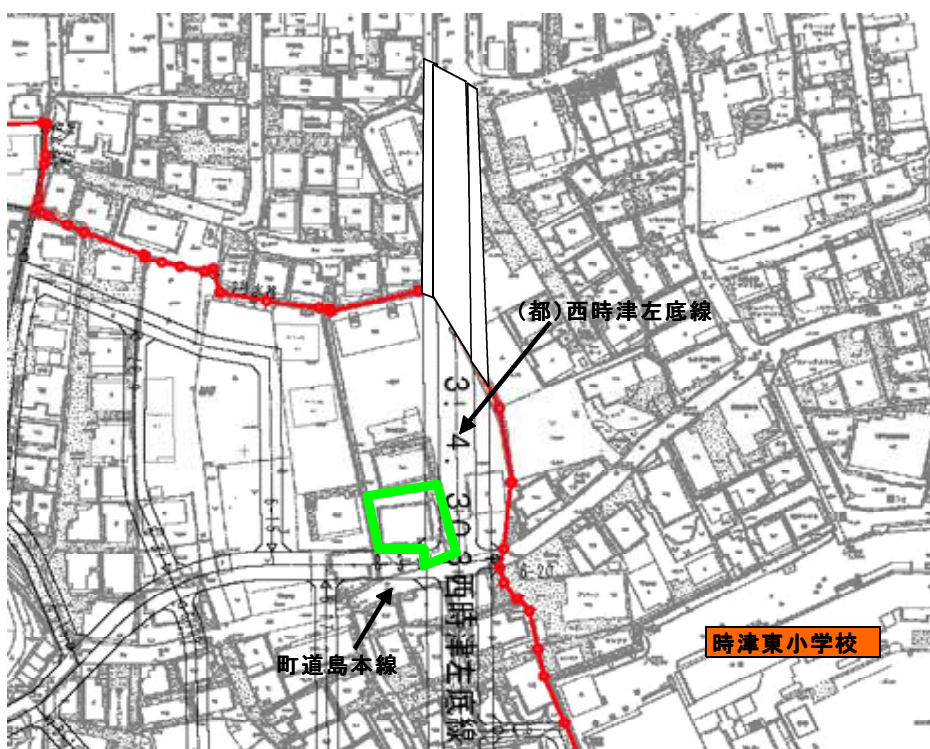
●元村地区の予定は

- ①平成24年度に引き続き区画道路8-1号線の延長工事
- ②都市計画道路西時津左底線と周辺の宅地造成工事
- ③時津公民館南側付近の宅地造成工事



●浜田地区の予定は

- ①時津東小学校付近の都市計画道路西時津左底線と町道島本線の接続部分の工事



【5. 第14、15回土地区画整理審議会が開催されました】

○第14回審議会

平成24年10月31日に第14回土地区画整理審議会が開催され、事業計画の変更（資金計画の見直し）について、ご審議いただきました。

○第15回審議会

平成24年12月27日に第15回土地区画整理審議会が開催され、町が購入した土地へ移転される方の仮換地指定について、ご審議いただきました。